

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

(1) 全国計

(その1) (単位：千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	6,926,116	1	3	2,308,706
		(変電所・電気事業用)	2,453,167	2	3	1,635,441
第	第 2 項	(新線構築物)	3,971,545	3	4	2,978,657
		(新線立体交差化施設)	3,654,675	3	5	2,192,802
		(ガス事業用資産)	71,006,994	1	3	23,668,997
		(農業協同組合等共同利用設備)	27,985,304	2	3	18,656,859
三	第 5 項	(外航船舶)	27,742,843	1	6	4,623,809
		(内航船舶)	6,571,086	1	3	2,190,363
百	第 7 項	(国際路線用航空機)	235,701,128	1	3	78,567,438
		(離島路線用航空機)	143,712,945	2	3	95,808,983
四	第 8 項	(小型離島航空機)	22,841,596	1	2	11,420,735
		(日本放送協会)	2,070,168	1	10	207,017
十	第 10 項	(日本原子力開発機構)	23,726,537	1	6	3,954,714
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2,393,905	1	4	598,473
九	第 13 項	① (青函・本四 鉄道施設)	271,876,544	1	2	135,939,067
		② (青函・本四 新線構築物)	-	1	5	-
条	第 14 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	2	15	-
		④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	10	-
の	第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		(宇宙航空研究開発機構)	191,241,666	1	2	95,622,423
三	第 16 項	(海洋研究開発機構)	33,693,354	1	3	11,231,115
		(熱供給事業用資産)	17,322,190	2	3	11,548,123
三	第 17 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	6	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	3	-
の	第 18 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	6	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	9	-
三	第 19 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	36	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	18	-
の	第 20 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	8	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	3	20	-
三	第 21 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	12	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	10	-
の	第 22 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	6	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	1	3	-
三	第 23 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	121,350	2	3	80,899
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	5	6	-
の	第 24 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	14,309,531	1	3	4,769,880
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2,113,633	2	3	1,409,085
三	第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	5,168,830	1	3	1,722,943
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1,397,254	2	3	931,504
の	第 26 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	51,297,469	1	3	17,099,155
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	22,164,986	2	3	14,776,646
三	第 27 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1,603,229	2	3	1,068,817
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	36,193	4	5	28,953

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 19 項 (水資源機構)	58,628,740	1	2	29,314,362
		37,139,398	3	4	27,854,528
	① (特定地方交通線)	973,383	1	4	243,347
	② (新線構築物)	-	1	12	-
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-
第 20 項		-	1	24	-
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-
		-	5	24	-
	⑤ (変・送電用資産)	-	3	16	-
三		-	9	40	-
		-	1	8	-
		-	3	20	-
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	46,384,298	1	3	15,461,594
	第 22 項 (科学技術振興機構)	615,593	2	3	410,397
百	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	11,830,053	1	2	5,914,500
		507,484	1	3	169,278
		205,376	2	3	136,917
		14,392	1	6	2,399
	第 24 項 (関西国際空港(株))	24,588,795	1	2	12,294,397
四	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	153	1	4	38
		199	1	2	100
	第 26 項 (信用協同組合等)	469,434	3	5	281,641
		246,469	56	100	137,849
		2,812,885	3	4	2,109,654
十	第 28 項 (変・送電用資産 (鉄道事業用))	99,916	9	10	89,914
		1,128,224	1	2	564,112
		3,530,428	3	5	2,118,257
	第 29 項 (中部国際空港)	47,452,538	1	2	23,726,269
	第 30 項 (情報通信研究機構)	314,979	1	3	104,994
九		-	2	3	-
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	8,682	1	6	1,447
		20,187	1	3	6,729
	第 32 項 (自動車安全運転センター)	354,673	1	6	59,113
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	105,139	1	3	35,046
条	旧第 12 項 (新造車両)	1,934,549	1	2	967,281
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	54,108	1	2	27,053
	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	-	-	-
		4,889	1	2	2,444
	旧第 21 項 (車庫構築物)	-	1	2	-
の		16,129	3	4	12,107
	旧第 21 項 (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	6	-
		-	1	3	-
		530,677	1	3	176,890
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	141,186	1	6	23,530
三		527,684	1	2	263,843
		68,139	1	3	22,713
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	14,443	1	6	2,407
		112,757	1	2	56,379

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	10,032	1	3	3,344
		1,725	1	6	288
		-	1	2	-
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	2,383,227	1	3	794,527
		78,603	1	6	13,097
		1,809,681	1	2	904,915
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	2	3	-
		-	5	6	-
	旧第 32 項 (高压ガス保安協会)	-	1	3	-
51,606		1	6	8,601	
-		1	2	-	
旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	217,375	1	6	36,227	
	15,209	1	2	7,604	
	47,264	2	3	31,509	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (外国貿易用コンテナ)	59,725,366	4	5	47,780,292
		151,697	1	2	75,848
		4,682,510	3	4	3,511,872
	第 2 項 (倉庫等)	14,119	5	6	11,766
		515,949,483	1	6	85,991,350
		117,471,323	1	3	39,157,710
	第 3 項 (公共の危害防止施設等)	18,350,106	2	3	12,233,186
		31,158,045	1	2	15,579,021
		2,724,911	3	4	2,043,685
	第 4 項 (公害防止設備)	23,446,431	1	3	7,815,482
		14,055,812	2	3	9,370,541
		7,415,581	1	2	3,707,790
	第 5 項 (公共危害防止構築物)	2,318,870	3	4	1,739,151
		3,356,330	1	3	1,118,971
		922,971	1	2	461,483
第 6 項 (公害防止優良更新施設)	317,181	3	5	190,308	
	1,597,945	1	2	798,972	
	1,454,132	2	3	969,422	
第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	23,507,839	2	3	15,671,887	
	1,603,430	5	6	1,336,189	
	889,165	2	3	592,778	
第 8 項 (国内路線用航空機)	-	1	2	-	
	177,904	1	2	88,953	
	-	1	3	-	
第 10 項 (緑化施設)	222,409	2	3	148,272	
	8,586,442	1	2	4,293,221	
	900,346	3	5	540,206	
第 11 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	-	2	3	-	
	-	2	9	-	
	-	4	9	-	
第 13 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
	-	1	2	-	
第 14 項 (沖繩電力(株) 変・送電用資産)	2,861,344	2	3	1,907,561	
	11,276,127	3	4	8,458,090	
	1,991,506	4	5	1,593,207	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 16 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	46,107	2	3	30,737
		-	4	5	-
附	第 17 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	3	4	-
		-	1	2	-
則	第 18 項 (高度テレビジョン放送施設)	200,788,649	3	4	150,590,745
		3,557,410	2	3	2,371,797
第	第 19 項 (広帯域加入者網構築設備)	929,737	2	3	619,817
		5,996,190	4	5	4,796,920
十	第 20 項 (電気通信信頼性向上設備)	775,816	3	4	581,934
		1,947,981	3	4	1,460,955
五	第 21 項 (有線テレビジョン放送施設)	19,426,170	4	5	15,541,133
		54,906,691	5	6	45,752,277
条	第 22 項 (雨水貯留浸透施設)	1,314,787	3	4	986,080
		969,577	7	8	848,379
第	第 23 項 (地方卸売市場)	4,080,677	4	5	3,264,534
		60,685	1	2	30,343
十	第 24 項 (電気動力源自動車用設備)	754,249	1	2	377,124
		-	2	3	-
五	第 25 項 (鉄道駅総合改善事業)	1,037,749	2	3	691,831
	第 26 項 (国際船舶)	5,860,088	3	4	4,395,067
十	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1	15	-
		1,893,351	1	3	631,117
第	第 28 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	1	6	-
		-	2	3	-
十	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	3	4	-
		2,410	1	2	1,205
五	② (新線構築物)	79,300	1	6	13,217
	③ (立体交差化施設)	-	1	3	-
第	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-
十	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-
		-	1	3	-
五	⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-
		-	3	8	-
第		-	1	3	-
		-	5	12	-
十		-	3	8	-
		-	9	20	-
五		14,658	1	4	3,664
		-	3	10	-
第	第 30 項 (鉄道車両安全向上設備)	703,145	1	2	351,572
		781,656	1	4	195,412
十	第 31 項 (牛処理衛生設備)	1,235,909	1	2	617,956
	第 32 項 (家畜排せつ物管理施設)	28,018,445	1	2	14,009,285
五	第 33 項 (バリアフリー化改良工事)	8,629,012	2	3	5,753,191
	第 34 項 (低床車両)	245,707	2	3	163,805
第	第 35 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	3,210,624	1	4	802,656
		-	1	3	-
十	第 36 項 (公共荷さばき施設)	4,806,233	2	3	3,204,154
		-	1	2	-

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	1,776,637	1	2	888,320
		14,647,798	1	4	3,661,950
	第 38 項 (新造車両)	5,972,018	1	2	2,986,009
	第 39 項 (PFI 公共施設)	7,177,649	1	2	3,588,822
	第 40 項 (都市利便施設)	4,775,773	1	2	2,387,887
	第 41 項 (IC カード利用機械)	9,268,863	3	4	6,950,052
	第 42 項 (成田国際空港(株))	33,700,916	2	3	22,467,278
	第 43 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
	第 44 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 45 項 (都市鉄道利便増進施設)	207,405	2	3	138,270
附	第 46 項 (次世代通信網構築設備)	403,190	3	4	302,390
		13,528,769	4	5	10,822,990
則	第 47 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	31,107,660	1	2	15,553,829
		3,139,897	3	5	1,883,938
	第 48 項 (テレワーク電気通信設備)	561,022	2	3	374,014
	第 49 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	117,067,692	1	2	58,535,127
	第 50 項 (日本電気計器検定所)	208,713	2	3	139,140
	第 51 項 (日本消防検定協会)	17,876	2	3	11,917
	第 52 項 (小型船舶検査機構)	30,456	2	3	20,304
	第 53 項 (軽自動車検査協会)	342,214	2	3	228,141
	第 54 項 (鉄道再生事業)	5,480	1	4	1,370
	第 55 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
第	第 56 項 (バイオ燃料製造設備)	77,882	1	2	38,941
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	2	3	-
	旧 第 3 項 (特定自転車駐車場)	41,859	2	3	27,906
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	175,393	5	6	146,161
		50,372	7	8	44,076
	旧 第 12 項 (地域エネルギー利用施設)	85,886,656	5	6	71,572,204
	旧 第 13 項 (救急医療用機器)	9,401,774	7	8	8,226,551
	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	742,629	5	6	618,855
		-	3	5	-
		-	1	2	-
十	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
五	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	6,906,560	1	2	3,453,280
		13,603,742	1	5	2,720,748
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	907,530	5	6	756,292
		5,214,584	7	8	4,562,736
	旧 第 17 項 ① (立体交差化施設)	-	1	6	-
	旧 第 17 項 ② (旧交納付金法附則第 19 項)	-	-	-	-
	旧 第 17 項 ③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	-	-	-
	旧 第 18 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	625,629	5	6	521,353
		52,227	3	4	39,167
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	8,279,465	1	2	4,139,732
条	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	10,177	2	3	6,784
	旧 第 21 項 (共同研究施設)	-	1	2	-
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	945,619	9	10	851,088
		480	7	8	416
	旧 第 27 項 (脱特定物質対応設備)	61,295	5	6	51,081
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	3,244,384	3	4	2,433,308
		6,288,718	4	5	5,030,965

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額		
法 附 則 第 十 五 条	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	1,711,954	5	6	1,425,855	
	旧第29項 (旧交付金法附則第17項)	-	-	-	-	
	旧第35項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	-	2	3	-	
	旧第35項 (不正アクセス防止設備)	24,004	4	5	19,203	
	旧第36項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	2,849,572	9	10	2,564,607	
	旧第45項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-	
	旧第45項 (地下駅火災対策)	151,316	2	3	100,877	
	旧第46項 (地下浸水対策)	71,966	2	3	47,978	
	旧第49項 (特定特殊自動車)	14,661	1	2	7,331	
	旧第49項 (特定特殊自動車)	25,419,615	1	2	12,709,815	
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 一 項  三 島 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	第1項 ① (旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
		① (三島特例)	4,425,589	1	2	2,212,675
		② (新線構築物)	-	1	6	-
		③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
		④ (新造車両)	-	1	12	-
		⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
		⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
		⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
		⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
		⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-
		-	-	1	18	-
		-	-	1	72	-
		-	-	1	36	-
		-	-	1	16	-
		-	-	1	24	-
		-	-	3	40	-
		-	-	1	20	-
		-	-	1	6	-
		-	-	1	3	-
-	-	1	12	-		
-	-	5	12	-		
-	-	1	4	-		
-	-	3	8	-		
-	-	1	12	-		
-	-	1	6	-		
-	-	3	8	-		
-	-	1	3	-		
-	-	5	12	-		
-	-	1	4	-		
-	-	3	8	-		
-	-	9	20	-		
-	-	3	10	20		
69						
法五 附条 則の 十三	第1項 ① (承継特例)	41,479	3	5	24,899	
承継島交金の 継と・納法連 特三旧付と乗	② (旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
	③ (三島特例)	-	3	10	-	
	④ (三島・旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
第2項 (基盤整備事業)	14,728	-	-	4,202		

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
旧十 法六 附条 則の 第二	第 12 項 (三宅村特例)	234	1	2	117
	第 15 項 (能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 17 項 (新潟県中越沖地震特例)	263,925	1	2	131,962
	旧第 11 項 (立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項 (新潟県中越地震特例)	3,538,655	1	2	1,769,328

## (2) 大都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	2,896,261	1 3	965,421
			36,159	2 3	24,105
	第 2 項	(変電所・電気事業用)	63,108	3 4	47,331
			-	3 5	-
	第 3 項	(新線構築物)	41,786,451	1 3	13,928,818
			4,844,808	2 3	3,229,871
	第 4 項	(新線立体交差化施設)	-	1 6	-
			-	1 3	-
	第 5 項	(ガス事業用資産)	47,448,946	1 3	15,816,307
	第 6 項	(農業協同組合等共同利用設備)	34,531,096	2 3	23,020,722
	第 7 項	(外航船舶)	18,289	1 2	9,144
			-	1 10	-
	第 8 項	(準外航船舶)	1,319,956	1 6	219,991
			44	1 4	11
	第 9 項	(内航船舶)	71,901,152	1 2	35,950,044
			-	1 5	-
	第 10 項	(国際路線用航空機)	-	2 15	-
			-	1 10	-
第 11 項	(離島路線用航空機)	-	1 3	-	
		-	2 3	-	
第 12 項	(小型離島航空機)	-	1 4	-	
		-	1 2	-	
第 13 項	(日本放送協会)	69,514,855	1 2	34,757,948	
		42,635	1 3	14,211	
第 14 項	(日本原子力開発機構)	-	2 3	-	
		-	1 6	-	
第 15 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1 3	-	
		-	1 6	-	
第 16 項	① (青函・本四 鉄道施設)	-	1 18	-	
		-	1 9	-	
第 17 項	② (青函・本四 新線構築物)	-	1 36	-	
		-	1 18	-	
第 18 項	③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1 8	-	
		-	3 20	-	
第 19 項	④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1 12	-	
		-	1 10	-	
第 20 項	(河川事業鉄軌道用資産)	-	1 6	-	
		-	1 3	-	
第 21 項		121,350	2 3	80,899	
		-	5 6	-	
第 22 項	(宇宙航空研究開発機構)	470,369	1 3	156,790	
		7,883	2 3	5,255	
第 23 項	(海洋研究開発機構)	1,150,456	1 3	383,485	
		1,227,662	2 3	818,441	
第 24 項	(熱供給事業用資産)	41,811,230	1 3	13,937,073	
		20,071,212	2 3	13,380,803	
第 25 項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1,049,914	2 3	699,939	
		26,827	4 5	21,461	

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (水資源機構)	-	1	2	-	
		1,083	3	4	812	
	① (特定地方交通線)	-	1	4	-	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	6	-	
		-	1	24	-	
		-	1	12	-	
		-	1	24	-	
	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
三		-	5	24	-	
		-	3	16	-	
		-	9	40	-	
	⑤ (変・送電用資産)	-	1	8	-	
		-	3	20	-	
		10,869,591	1	3	3,623,212	
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	184,858	2	3	123,236	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	5,912,442	1	2	2,956,216	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	375,885	1	3	125,412	
		183,639	2	3	122,426	
百		14,392	1	6	2,399	
	第 24 項 (関西国際空港(株))	-	1	2	-	
	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	4	-	
		-	1	2	-	
	第 26 項 (信用協同組合等)	250,591	3	5	150,340	
		38,053	56	100	21,303	
		938,212	3	4	703,659	
	第 28 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	-	9	10	-	
		1,128,224	1	2	564,112	
		2,315,766	3	5	1,389,459	
十	第 29 項 (中部国際空港)	-	1	2	-	
	第 30 項 (情報通信研究機構)	36,010	1	3	12,004	
		-	2	3	-	
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	2,098	1	6	350	
		2,565	1	3	855	
	第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	28,692	1	2	14,346	
	旧第 12 項 (新造車両)	16,914	1	2	8,456	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	
九	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	3,824	1	2	1,912	
		-	1	2	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物)	-	3	4	-	
		-	1	6	-	
	(車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	3	-	
		332,035	1	3	110,676	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	113,552	1	6	18,925	
		426,099	1	2	213,048	
		-	1	3	-	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	19	1	6	3	
	-	1	2	-		
条		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	2	-	
の		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
三		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	1	6	-	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	10,032	1	3	3,344
		1,725	1	6	288
		-	1	2	-
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	540,717	1	3	180,238
		13,809	1	6	2,302
		411,472	1	2	205,734
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	2	3	-
		-	5	6	-
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-
-		1	6	-	
-		1	2	-	
旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	-	1	6	-	
	-	1	2	-	
	-	2	3	-	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (外国貿易用コンテナ)	58,267,022	4	5	46,613,617
	第 2 項 (倉庫等)	100	1	2	50
		1,804,003	3	4	1,352,999
	第 3 項 (公共の危害防止施設等)	-	5	6	-
		101,225,577	1	6	16,870,890
		28,977,999	1	3	9,659,327
		5,740,195	2	3	3,826,779
		6,900,285	1	2	3,450,143
	第 4 項 (公害防止設備)	-	3	4	-
		3,540,792	1	3	1,180,264
		516,627	2	3	344,417
		183,063	1	2	91,531
	第 5 項 (公共危害防止構築物)	195,408	3	4	146,556
		445,144	1	3	148,381
		79,106	1	2	39,552
第 6 項 (公害防止優良更新施設)	61,690	3	5	37,014	
	135,115	1	2	67,557	
	284,828	2	3	189,886	
第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	7,637,179	2	3	5,091,451	
	19,218	5	6	16,014	
第 8 項 (国内路線用航空機)	478,828	2	3	319,219	
	-	1	2	-	
第 10 項 (緑化施設)	149,897	1	2	74,949	
	-	1	3	-	
第 11 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	185,767	2	3	123,844	
第 13 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	2,840,086	1	2	1,420,042	
	900,346	3	5	540,206	
第 14 項 (沖縄電力株 変・送電用資産)	(沖縄電力株)	-	2	3	-
	-	2	9	-	
	-	4	9	-	
	-	2	5	-	
	-	1	2	-	
第 15 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	1,630,032	2	3	1,086,688	
	3,988,809	3	4	2,991,606	
	893,277	4	5	714,621	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 16 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	29,201	2	3	19,467	
		-	4	5	-	
		-	3	4	-	
	第 17 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
	第 18 項 (高度テレビジョン放送施設)	103,862,375	3	4	77,896,773	
		218,995	2	3	145,995	
	第 19 項 (広帯域加入者網構築設備)	270,788	2	3	180,517	
		3,001,316	4	5	2,401,037	
		182,061	3	4	136,546	
	附	第 20 項 (電気通信信頼性向上設備)	38,142	3	4	28,607
			6,956,111	4	5	5,564,861
			17,989,806	5	6	14,991,596
		158,013	3	4	118,509	
第 21 項 (有線テレビジョン放送施設)	818,848	7	8	716,492		
	1,810,242	4	5	1,448,193		
第 22 項 (雨水貯留浸透施設)	-	1	2	-		
第 23 項 (地方卸売市場)	214,602	1	2	107,301		
則		-	2	3	-	
	第 24 項 (電気動力源自動車用設備)	497,963	2	3	331,974	
	第 25 項 (鉄道駅総合改善事業)	5,592,384	3	4	4,194,288	
	第 26 項 (国際船舶)	-	1	15	-	
	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
第	第 28 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	2	3	-	
		-	3	4	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	2	-	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
		-	1	12	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
-		5	12	-		
十	第 29 項	-	3	8	-	
		-	1	3	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	5	12	-	
	-	3	8	-		
⑥ (変・送電用資産)	-	9	20	-		
	-	1	4	-		
	-	3	10	-		
五	第 30 項 (鉄道車両安全向上設備)	290,105	1	2	145,052	
	第 31 項 (牛処理衛生設備)	380,301	1	4	95,075	
条	第 32 項 (家畜排せつ物管理施設)	106,506	1	2	53,253	
	第 33 項 (バリアフリー化改良工事)	20,312	2	3	13,541	
	第 34 項 (低床車両)	1,889,765	1	4	472,441	
	第 35 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-	
第 36 項 (公共荷さばき施設)	3,910,722	2	3	2,607,147		
	-	1	2	-		

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	-	1	2	-
	第 38 項 (新造車両)	-	1	4	-
	第 39 項 (PFI 公共施設)	5,559,715	1	2	2,779,857
	第 40 項 (都市利便施設)	3,537,494	1	2	1,768,746
	第 41 項 (IC カード利用機械)	4,775,773	1	2	2,387,887
	第 42 項 (成田国際空港(株))	4,684,963	3	4	3,512,139
	第 43 項 (国立大学校舎)	-	2	3	-
	第 44 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
	第 45 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 46 項 (都市鉄道利便増進施設)	207,405	2	3	138,270
附	第 46 項 (次世代通信網構築設備)	50,869	3	4	38,152
		7,555,826	4	5	6,044,647
	第 47 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	30,693,151	1	2	15,346,575
		3,139,897	3	5	1,883,938
	第 48 項 (テレワーク電気通信設備)	-	2	3	-
	第 49 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	41,018,048	1	2	20,509,105
	第 50 項 (日本電気計器検定所)	203,559	2	3	135,705
	第 51 項 (日本消防検定協会)	-	2	3	-
	第 52 項 (小型船舶検査機構)	-	2	3	-
	第 53 項 (軽自動車検査協会)	71,509	2	3	47,669
則	第 54 項 (鉄道再生事業)	-	1	4	-
	第 55 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 56 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	2	-
	旧 第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	2	3	-
	旧 第 3 項 (特定自転車駐車場)	41,859	2	3	27,906
	旧 第 10 項 (特定駐車場)	167,019	5	6	139,182
		2,720	7	8	2,380
	旧 第 12 項 (地域エネルギー利用施設)	2,022,478	5	6	1,685,397
		20,198	7	8	17,673
	旧 第 13 項 (救急医療用機器)	130,332	5	6	108,608
十	旧 第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
		-	1	2	-
	旧 第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
	旧 第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	6,906,560	1	2	3,453,280
		10,297,534	1	5	2,059,506
	旧 第 15 項 (老人保健施設)	258,645	5	6	215,529
		2,366,268	7	8	2,070,466
	旧 第 17 項 ① (立体交差化施設)	-	1	6	-
	旧 第 17 項 ② (旧交納付金法附則第 19 項)	-	-	-	-
旧 第 17 項 ③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	-	-	-	
五	旧 第 18 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	532,896	5	6	444,077
		34,476	3	4	25,854
	旧 第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	8,279,465	1	2	4,139,732
	旧 第 20 項 (水力発電施設の魚道)	10,177	2	3	6,784
	旧 第 21 項 (共同研究施設)	-	1	2	-
	旧 第 26 項 (電線類の地中化設備)	490,525	9	10	441,471
		-	7	8	-
	旧 第 27 項 (脱特定物質対応設備)	15,458	5	6	12,882
	旧 第 28 項 (新世代通信網構築設備)	1,883,544	3	4	1,412,644
		2,704,118	4	5	2,163,293

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額
法 附 則 第 十 五 条	旧第 28 項 (障害発生防止電気通信設備)	269,057	5 6	224,213
	旧第 29 項 (旧交納付金法附則第 17 項)	-	- -	-
	旧第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	-	2 3	-
	旧第 35 項 (不正アクセス防止設備)	-	4 5	-
	旧第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	418,298	9 10	376,460
	旧第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2 3	-
	旧第 45 項 (地下駅火災対策)	151,316	2 3	100,877
	旧第 46 項 (地下浸水対策)	71,966	2 3	47,978
	旧第 49 項 (特定特殊自動車)	-	1 2	-
	旧第 49 項 (特定特殊自動車)	5,234,380	1 2	2,617,179
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	1 3	-
	第 1 項 ① (三島特例)	53,643	1 2	26,821
	第 2 項 ② (新線構築物)	-	1 6	-
	第 2 項 ③ (新線立体交差化施設)	-	1 3	-
	第 2 項 ④ (新造車両)	-	1 12	-
	第 2 項 ⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1 6	-
	第 2 項 ⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1 4	-
	第 2 項 ⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1 12	-
	第 2 項 ⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1 6	-
	第 2 項 ⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1 36	-
	第 2 項 ⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1 18	-
	第 2 項 ⑪ (車庫構築物)	-	1 72	-
	第 2 項 ⑫ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1 36	-
	第 2 項 ⑬ (雪崩・落石等対策設備)	-	1 16	-
	第 2 項 ⑭ (変・送電用資産)	-	1 24	-
	第 2 項 ⑮ (変・送電用資産)	-	3 40	-
	法 附 則 第 十 三 条	第 1 項 ① (承継特例)	9,963	1 20
第 1 項 ② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)		-	1 6	-
第 1 項 ③ (三島特例)		-	1 3	-
第 1 項 ④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)		-	5 12	-
第 2 項 (基盤整備事業)		2,909	1 4	-
法 附 則 第 十 三 条	第 1 項 ① (承継特例)	9,963	3 8	5,978
法 附 則 第 十 三 条	第 1 項 ② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	1 12	-
法 附 則 第 十 三 条	第 1 項 ③ (三島特例)	-	3 6	-
法 附 則 第 十 三 条	第 1 項 ④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	3 8	-
法 附 則 第 十 三 条	第 2 項 (基盤整備事業)	2,909	9 10	1,455

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
旧十 法六 附条 則の 第二	第 12 項 (三宅村特例)	-	1	2	-
	第 15 項 (能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 17 項 (新潟県中越沖地震特例)	-	1	2	-
	旧第 11 項 (立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項 (新潟県中越地震特例)	-	1	2	-

(3) 都市計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	3,144,192	1	3	1,048,064
		(変電所・電気事業用)	1,841,974	2	3	1,227,982
第 2 項		(新線構築物)	3,583,495	3	4	2,687,620
		(新線立体交差化施設)	3,367,180	3	5	2,020,307
第 3 項		(新線構築物)	29,220,543	1	3	9,740,179
		(新線立体交差化施設)	23,139,402	2	3	15,426,259
第 4 項		(新線立体交差化施設)	20,270,321	1	6	3,378,387
		(ガス事業用資産)	6,571,086	1	3	2,190,363
第 5 項		(農業協同組合等共同利用設備)	181,310,824	1	3	60,437,317
		(外航船舶)	106,008,583	2	3	70,672,228
第 6 項		(外航船舶)	13,690,439	1	2	6,845,157
		(準外航船舶)	2,070,168	1	10	207,017
第 7 項		(内航船舶)	17,980,460	1	6	2,997,038
		(内航船舶)	1,286,720	1	4	321,676
第 8 項		(国際路線用航空機)	160,118,088	1	2	80,060,369
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
第 9 項		(離島路線用航空機)	-	2	15	-
		(小型離島航空機)	-	1	10	-
第 10 項		(日本放送協会)	-	1	3	-
		(日本原子力開発機構)	-	2	3	-
第 11 項		(日本放送協会)	100,250,067	1	2	50,126,073
		(日本原子力開発機構)	2,177,503	1	3	725,835
第 12 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	3,228,477	2	3	2,152,317
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 13 項		① (青函・本四 鉄道施設)	-	1	3	-
		② (青函・本四 新線構築物)	-	1	6	-
第 14 項		③ (青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	18	-
		④ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	9	-
第 15 項		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	36	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	18	-
第 16 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	8	-
		(宇宙航空研究開発機構)	-	3	20	-
第 17 項		(海洋研究開発機構)	-	1	10	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	6	-
第 18 項		(熱供給事業用資産)	-	1	3	-
		(熱供給事業用資産)	-	2	3	-
第 19 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	5	6	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	6,578,278	1	3	2,192,761
第 20 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	699,331	2	3	466,221
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4,015,812	1	3	1,338,604
第 21 項		(熱供給事業用資産)	169,574	2	3	113,051
		(熱供給事業用資産)	9,013,773	1	3	3,004,593
第 22 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2,060,073	2	3	1,373,375
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	483,309	2	3	322,206
第 23 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	9,366	4	5	7,492
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	-	-	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (水資源機構)	13,495,157	1	2	6,747,581	
		37,057,681	3	4	27,793,256	
	① (特定地方交通線)	973,383	1	4	243,347	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	24	-	
		-	1	12	-	
		-	1	24	-	
	第 20 項	-	1	24	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-	
三		-	1	6	-	
		-	5	24	-	
		-	3	16	-	
	⑤ (変・送電用資産)	-	9	40	-	
		-	1	8	-	
		-	3	20	-	
		30,559,120	1	3	10,186,524	
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	411,323	2	3	274,220	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	5,566,940	1	2	2,782,947	
	百	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	83,284	1	3	27,761
		21,737	2	3	14,491	
		-	1	6	-	
第 24 項 (関西国際空港㈱)		24,588,795	1	2	12,294,397	
四		第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	153	1	4	38
			199	1	2	100
		第 26 項 (信用協同組合等)	216,794	3	5	130,072
			176,172	56	100	98,499
			1,820,042	3	4	1,365,022
		第 28 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	58,074	9	10	52,256
		-	1	2	-	
		1,214,662	3	5	728,798	
	第 29 項 (中部国際空港)	47,452,538	1	2	23,726,269	
	九	第 30 項 (情報通信研究機構)	251,547	1	3	83,849
		-	2	3	-	
第 31 項 (社会保険診療報酬基金)		6,584	1	6	1,097	
		17,622	1	3	5,874	
第 32 項 (自動車安全運転センター)		354,673	1	6	59,113	
第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		105,139	1	3	35,046	
旧第 12 項 (新造車両)		1,315,143	1	2	657,570	
旧第 13 項 (立体交差化施設)		13,070	1	2	6,535	
旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)		-	-	-	-	
		1,065	1	2	532	
条	旧第 21 項 (車庫構築物)	-	1	2	-	
		-	3	4	-	
	(車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
		153,490	1	3	51,163	
	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	17,466	1	6	2,910	
		60,742	1	2	30,373	
		68,139	1	3	22,713	
	旧第 26 項 (日本消防検定協会)	14,424	1	6	2,404	
		112,757	1	2	56,379	

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	3	-
		-	1	6	-
		-	1	2	-
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	1,520,256	1	3	506,870
		60,951	1	6	10,155
		1,319,067	1	2	659,609
	旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)	-	3	4	-
		-	2	3	-
		-	5	6	-
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	-	1	3	-
	2,866	1	6	478	
	-	1	2	-	
	211,852	1	6	35,307	
旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	10,350	1	2	5,175	
	37,635	2	3	25,090	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (外国貿易用コンテナ)	1,458,344	4	5	1,166,675
		150,895	1	2	75,448
	第 2 項 (倉庫等)	2,431,231	3	4	1,823,415
		14,119	5	6	11,766
		339,074,172	1	6	56,512,088
	第 3 項 (公共の危害防止施設等)	79,265,632	1	3	26,422,484
		10,869,809	2	3	7,246,536
		23,131,495	1	2	11,565,746
		1,741,586	3	4	1,306,189
	第 4 項 (公害防止設備)	18,941,261	1	3	6,313,759
		13,520,155	2	3	9,013,437
		6,473,513	1	2	3,236,756
		2,123,174	3	4	1,592,379
	第 5 項 (公共危害防止構築物)	1,781,383	1	3	593,791
		796,419	1	2	398,208
	101,984	3	5	61,190	
第 6 項 (公害防止優良更新施設)	1,434,822	1	2	717,410	
	1,169,304	2	3	779,536	
第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	14,547,432	2	3	9,698,285	
	1,583,685	5	6	1,319,737	
第 8 項 (国内路線用航空機)	110,959	2	3	73,973	
	-	1	2	-	
第 10 項 (緑化施設)	28,007	1	2	14,004	
	-	1	3	-	
第 11 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	36,642	2	3	24,428	
第 13 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	5,746,356	1	2	2,873,179	
	-	3	5	-	
条	(沖縄電力株)	-	2	3	-
		-	2	9	-
	第 14 項 (沖縄電力株) 変・送電用資産)	-	4	9	-
		-	2	5	-
		-	1	2	-
第 15 項 (廃棄物再生処理用機械設備)	1,035,579	2	3	690,385	
	6,620,123	3	4	4,966,089	
	1,054,313	4	5	843,452	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 16 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	14,239	2	3	9,492
		-	4	5	-
附	第 17 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	3	4	-
		-	1	2	-
則	第 18 項 (高度テレビジョン放送施設)	87,903,276	3	4	65,926,834
		2,518,554	2	3	1,679,236
第	第 19 項 (広帯域加入者網構築設備)	595,113	2	3	396,741
		2,679,705	4	5	2,143,748
十	第 20 項 (電気通信信頼性向上設備)	582,048	3	4	436,607
		975,229	3	4	731,422
五	第 21 項 (有線テレビジョン放送施設)	10,406,900	4	5	8,325,751
		28,746,708	5	6	23,952,502
条	第 22 項 (雨水貯留浸透施設)	807,498	3	4	605,615
		146,136	7	8	127,868
第	第 23 項 (地方卸売市場)	1,583,622	4	5	1,266,895
		60,541	1	2	30,271
十	第 24 項 (電気動力源自動車用設備)	539,647	1	2	269,823
		-	2	3	-
五	第 25 項 (鉄道駅総合改善事業)	449,586	2	3	299,724
	第 26 項 (国際船舶)	234,806	3	4	176,105
十	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1	15	-
		1,893,351	1	3	631,117
第	第 28 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	1	6	-
		-	2	3	-
十	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	3	4	-
		2,410	1	2	1,205
五	② (新線構築物)	79,300	1	6	13,217
	③ (立体交差化施設)	-	1	3	-
条	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-
第	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-
		-	1	3	-
十	⑥ (変・送電用資産)	-	5	12	-
		-	3	8	-
五		-	1	3	-
		-	5	12	-
十		-	3	8	-
		-	9	20	-
第		14,658	1	4	3,664
		-	3	10	-
十	第 30 項 (鉄道車両安全向上設備)	402,345	1	2	201,172
	第 31 項 (牛処理衛生設備)	401,355	1	4	100,337
五	第 32 項 (家畜排せつ物管理施設)	653,091	1	2	326,547
		6,631,412	1	2	3,315,772
条	第 33 項 (バリアフリー化改良工事)	2,543,889	2	3	1,695,982
	第 34 項 (低床車両)	245,707	2	3	163,805
第	第 35 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	1,320,859	1	4	330,215
		-	1	3	-
十	第 36 項 (公共荷さばき施設)	895,511	2	3	597,007
		-	1	2	-

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	1,766,577	1	2	883,290
	第 38 項 (新造車両)	13,543,462	1	4	3,385,866
	第 39 項 (PFI 公共施設)	405,917	1	2	202,959
	第 40 項 (都市利便施設)	3,640,155	1	2	1,820,076
	第 41 項 (IC カード利用機械)	-	1	2	-
	第 42 項 (成田国際空港(株))	4,159,141	3	4	3,119,342
	第 43 項 (国立大学校舎)	32,872,270	2	3	21,914,847
	第 44 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 45 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	1	2	-
	第 46 項 (次世代通信網構築設備)	255,066	3	4	191,298
附	第 47 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5,773,026	4	5	4,618,463
	第 48 項 (テレワーク電気通信設備)	406,362	1	2	203,181
	第 49 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	-	3	5	-
	第 50 項 (日本電気計器検定所)	560,996	2	3	373,996
	第 51 項 (日本消防検定協会)	65,479,586	1	2	32,740,962
	第 52 項 (小型船舶検査機構)	1,325	2	3	883
	第 53 項 (軽自動車検査協会)	17,876	2	3	11,917
	第 54 項 (鉄道再生事業)	30,456	2	3	20,304
	第 55 項 (鉄道事業再構築事業)	268,533	2	3	179,024
	第 56 項 (バイオ燃料製造設備)	-	1	4	-
第	旧第 1 項 (農山漁村電気施設)	59,711	1	2	29,856
	旧第 3 項 (特定自転車駐車場)	-	2	3	-
	旧第 10 項 (特定駐車場)	8,374	5	6	6,979
	旧第 12 項 (地域エネルギー利用施設)	47,652	7	8	41,696
	旧第 13 項 (救急医療用機器)	59,060,088	5	6	49,216,736
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	7,355,656	7	8	6,436,199
	旧第 15 項 (地方卸売市場)	609,419	5	6	507,849
	旧第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	3	5	-
	旧第 15 項 (老人保健施設)	-	1	2	-
	旧第 17 項	-	4	5	-
五	① (立体交差化施設)	-	3	4	-
	② (旧交納付金法附則第 19 項)	-	1	2	-
	③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	1	2	-
	旧第 18 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	1,616,284	1	5	323,257
	旧第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	576,694	5	6	480,599
	旧第 20 項 (水力発電施設の魚道)	2,331,941	7	8	2,040,441
	旧第 21 項 (共同研究施設)	-	1	6	-
	旧第 26 項 (電線類の地中化設備)	92,733	5	6	77,276
	旧第 27 項 (脱特定物質対応設備)	17,751	3	4	13,313
	旧第 28 項 (新世代通信網構築設備)	-	1	2	-
条	第 26 項 (電線類の地中化設備)	382,927	9	10	344,637
	第 27 項 (脱特定物質対応設備)	480	7	8	416
	第 28 項 (新世代通信網構築設備)	15,235	5	6	12,697
	第 29 項 (新世代通信網構築設備)	1,263,671	3	4	947,747
		3,085,533	4	5	2,468,415

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第28項 (障害発生防止電気通信設備)	838,658	5	6	698,887
	旧第29項 (旧交付金法附則第17項)	-	-	-	-
	旧第35項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	-	2	3	-
	旧第35項 (不正アクセス防止設備)	10,619	4	5	8,496
	旧第36項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	2,289,970	9	10	2,060,974
	旧第45項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-
	旧第45項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-
	旧第46項 (地下浸水対策)	-	2	3	-
	旧第49項 (特定特殊自動車)	14,661	1	2	7,331
	旧第49項 (特定特殊自動車)	18,041,703	1	2	9,020,859
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第1項 ① (旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	1	3	-
	第1項 ① (三島特例)	1,284,215	1	2	642,107
	第2項 ② (新線構築物)	-	1	6	-
	第2項 ③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
	第2項 ④ (新造車両)	-	1	12	-
	第2項 ⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	第2項 ⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
	第2項 ⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
	第2項 ⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
	第2項 ⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	12	-
	第2項 ⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	24	-
	第2項 ⑪ (車庫構築物)	-	3	40	-
	第2項 ⑫ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	20	-
	第2項 ⑬ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-
	第2項 ⑭ (変・送電用資産)	-	1	3	-
	第2項 ⑮ (変・送電用資産)	-	5	12	-
	第2項 ⑯ (変・送電用資産)	-	1	4	-
	第2項 ⑰ (変・送電用資産)	-	3	8	-
	第2項 ⑱ (変・送電用資産)	-	1	12	-
第2項 ⑲ (変・送電用資産)	-	3	6	-	
第2項 ⑳ (変・送電用資産)	-	3	8	-	
第2項 ㉑ (変・送電用資産)	-	9	20	-	
第2項 ㉒ (変・送電用資産)	-	3	10	-	
法五附則第十三条の二 第1項 ① (承継特例)	23,651	3	5	14,203	
法五附則第十三条の二 第1項 ② (旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
法五附則第十三条の二 第1項 ③ (三島特例)	-	3	10	-	
法五附則第十三条の二 第1項 ④ (三島・旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	-	-	-	-	
法五附則第十三条の二 第2項 (基盤整備事業)	11,575	-	-	2,674	

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額
旧十 法六 附条 則の 第二	第 12 項 (三宅村特例)	-	1 2	-
	第 15 項 (能登半島地震特例)	-	1 2	-
	第 17 項 (新潟県中越沖地震特例)	196,331	1 2	98,165
	旧第 11 項 (立体交差化施設)	-	1 3	-
	旧第 14 項 (新潟県中越地震特例)	3,512,509	1 2	1,756,255

## (4) 町 村 計

(その1) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	885,663	1	3	295,221
		(変電所・電気事業用)	575,034	2	3	383,354
第 2 項		(新線構築物)	324,942	3	4	243,706
		(新線立体交差化施設)	287,495	3	5	172,495
第 3 項		(新線構築物)	-	1	3	-
		(新線立体交差化施設)	1,094	2	3	729
第 4 項		(新線立体交差化施設)	7,472,522	1	6	1,245,422
		(ガス事業用資産)	-	1	3	-
第 5 項		(ガス事業用資産)	6,941,358	1	3	2,313,814
		(農業協同組合等共同利用設備)	3,173,266	2	3	2,116,033
第 6 項		(農業協同組合等共同利用設備)	9,132,868	1	2	4,566,434
		(外航船舶)	-	1	10	-
第 7 項		(外航船舶)	4,426,121	1	6	737,685
		(準外航船舶)	1,107,141	1	4	276,786
第 8 項		(内航船舶)	39,857,304	1	2	19,928,654
		(国際路線用航空機)	-	1	5	-
第 9 項		(国際路線用航空機)	-	2	15	-
		(離島路線用航空機)	-	1	10	-
第 10 項		(離島路線用航空機)	-	1	3	-
		(小型離島航空機)	-	2	3	-
第 11 項		(小型離島航空機)	-	1	4	-
		(日本放送協会)	-	1	2	-
第 12 項		(日本放送協会)	21,476,744	1	2	10,738,402
		(日本原子力開発機構)	31,473,216	1	3	10,491,069
第 13 項		(日本原子力開発機構)	14,093,713	2	3	9,395,806
		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	6	-
第 14 項		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	-	1	3	-
		①(青函・本四 鉄道施設)	-	1	6	-
第 15 項		②(青函・本四 新線構築物)	-	1	18	-
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	-	1	9	-
第 16 項		④(青函・本四 変・送電用資産)	-	1	36	-
		(変・送電用資産)	-	1	18	-
第 17 項		(変・送電用資産)	-	1	8	-
		(河川事業鉄軌道用資産)	-	3	20	-
第 18 項		(河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	10	-
第 19 項		(宇宙航空研究開発機構)	-	1	6	-
		(海洋研究開発機構)	-	1	3	-
第 20 項		(海洋研究開発機構)	-	2	3	-
		(熱供給事業用資産)	7,260,884	5	6	-
第 21 項		(熱供給事業用資産)	-	1	3	-
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	1,406,419	2	3	2,420,329
第 22 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2,562	1	3	854
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	18	2	3	12
第 23 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	472,466	1	3	157,489
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	33,701	2	3	22,468
第 24 項		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	70,006	2	3	46,672
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	-	4	5	-

(その2) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 19 項 (水資源機構)	45,133,583	1	2	22,566,781	
		80,634	3	4	60,460	
	① (特定地方交通線)	-	1	4	-	
	② (新線構築物)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
	③ (新線立体交差化施設)	-	1	24	-	
		-	1	12	-	
		-	1	24	-	
	第 20 項	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	12	-
		-	1	6	-	
三		-	5	24	-	
		-	3	16	-	
	⑤ (変・送電用資産)	-	9	40	-	
		-	1	8	-	
百		-	3	20	-	
	第 21 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4,955,587	1	3	1,651,858	
		19,412	2	3	12,941	
	第 22 項 (科学技術振興機構)	350,671	1	2	175,337	
		48,315	1	3	16,105	
	第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	-	2	3	-	
		-	1	6	-	
	第 24 項 (関西国際空港(株))	-	1	2	-	
	四	第 25 項 (特定鉄道路線構築物)	-	1	4	-
			-	1	2	-
第 26 項 (信用協同組合等)		2,049	3	5	1,229	
		32,244	56	100	18,047	
十		54,631	3	4	40,973	
	第 28 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	41,842	9	10	37,658	
		-	1	2	-	
		-	3	5	-	
九	第 29 項 (中部国際空港)	-	1	2	-	
	第 30 項 (情報通信研究機構)	27,422	1	3	9,141	
		-	2	3	-	
	第 31 項 (社会保険診療報酬基金)	-	1	6	-	
条		-	1	3	-	
	第 32 項 (自動車安全運転センター)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	590,714	1	2	295,365	
の	旧第 12 項 (新造車両)	24,124	1	2	12,062	
	旧第 13 項 (立体交差化施設)	-	-	-	-	
	旧第 19 項 (地下道又は跨線道路橋)	-	1	2	-	
		-	1	2	-	
	旧第 21 項 (車庫構築物)	16,129	3	4	12,107	
		-	1	6	-	
		-	1	3	-	
		45,152	1	3	15,051	
	三	旧第 25 項 (日本電気計器検定所)	10,168	1	6	1,695
			40,843	1	2	20,422
		-	1	3	-	
旧第 26 項 (日本消防検定協会)		-	1	6	-	
	-	1	2	-		

(その3) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第 27 項 (小型船舶検査機構)	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	1	2	-	
	旧第 28 項 (軽自動車検査協会)	322,254	1	3	107,419	
		3,843	1	6	640	
		79,142	1	2	39,572	
		-	3	4	-	
旧第 32 項 (雪崩・落石等対策設備)		-	2	3	-	
		-	5	6	-	
旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)		-	1	3	-	
	旧第 32 項 (高圧ガス保安協会)	48,740	1	6	8,123	
	-	1	2	-		
旧第 34 項 (有線放送電話業務用資産)		5,523	1	6	920	
		4,859	1	2	2,429	
		9,629	2	3	6,419	
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (外国貿易用コンテナ)	-	4	5	-	
		702	1	2	350	
	第 2 項 (倉庫等)		447,276	3	4	335,458
			-	5	6	-
		75,649,734	1	6	12,608,372	
	第 3 項 (公共の危害防止施設等)		9,227,692	1	3	3,075,899
			1,740,102	2	3	1,159,871
			1,126,265	1	2	563,132
	第 4 項 (公害防止設備)		983,325	3	4	737,496
			964,378	1	3	321,459
			19,030	2	3	12,687
	第 5 項 (公共危害防止構築物)		759,005	1	2	379,503
			288	3	4	216
			1,129,803	1	3	376,799
	第 6 項 (公害防止優良更新施設)		47,446	1	2	23,723
		153,507	3	5	92,104	
		28,008	1	2	14,005	
第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)		-	2	3	-	
		1,323,228	2	3	882,151	
		527	5	6	438	
第 8 項 (国内路線用航空機)		299,378	2	3	199,586	
		-	1	2	-	
第 10 項 (緑化施設)		-	1	2	-	
		-	1	3	-	
		-	2	3	-	
第 11 項 (鉄道駅の耐震補強工事)		-	1	2	-	
		-	3	5	-	
第 13 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		-	2	3	-	
		-	3	5	-	
		-	2	3	-	
第 14 項 (沖縄電力(株) 変・送電用資産)	(沖縄電力(株))	-	2	3	-	
		-	2	9	-	
		-	4	9	-	
		-	2	5	-	
		-	1	2	-	
第 15 項 (廃棄物再生処理用機械設備)		195,733	2	3	130,488	
		667,195	3	4	500,395	
		43,916	4	5	35,134	

(その4) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額	
法	第 16 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2,667	2	3	1,778	
		-	4	5	-	
		-	3	4	-	
	第 17 項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)	-	1	2	-	
		9,022,998	3	4	6,767,138	
	第 18 項 (高度テレビジョン放送施設)	819,861	2	3	546,566	
		63,836	2	3	42,559	
	第 19 項 (広帯域加入者網構築設備)	315,169	4	5	252,135	
		11,707	3	4	8,781	
	第 20 項 (電気通信信頼性向上設備)	934,610	3	4	700,926	
		2,063,159	4	5	1,650,521	
		8,170,177	5	6	6,808,179	
附	第 21 項 (有線テレビジョン放送施設)	349,276	3	4	261,956	
		4,593	7	8	4,019	
	第 22 項 (雨水貯留浸透施設)	686,813	4	5	549,446	
		144	1	2	72	
	第 23 項 (地方卸売市場)	-	1	2	-	
		-	2	3	-	
	第 24 項 (電気動力源自動車用設備)	90,200	2	3	60,133	
	第 25 項 (鉄道駅総合改善事業)	32,898	3	4	24,674	
	第 26 項 (国際船舶)	-	1	15	-	
	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	-	1	3	-	
		-	1	6	-	
		-	2	3	-	
第	第 28 項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	-	3	4	-	
		-	1	2	-	
	① (特定鉄道事業譲受資産)	-	1	6	-	
	② (新線構築物)	-	1	3	-	
	③ (立体交差化施設)	-	1	12	-	
		-	1	6	-	
		-	1	12	-	
	④ (河川事業鉄軌道用資産)	-	1	6	-	
		-	1	3	-	
	第 29 項	-	5	12	-	
		-	3	8	-	
	⑤ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	3	-	
	-	5	12	-		
	-	3	8	-		
	-	9	20	-		
	-	1	4	-		
	-	3	10	-		
十	第 30 項 (鉄道車両安全向上設備)	10,695	1	2	5,348	
		-	1	4	-	
	第 31 項 (牛処理衛生設備)	582,818	1	2	291,409	
	第 32 項 (家畜排せつ物管理施設)	21,280,527	1	2	10,640,260	
		6,064,811	2	3	4,043,668	
	第 33 項 (バリアフリー化改良工事)	-	2	3	-	
	第 34 項 (低床車両)	-	1	4	-	
	五	第 35 項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	-	1	3	-
			-	2	3	-
		第 36 項 (公共荷さばき施設)	-	1	2	-

(その5) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
法	第 37 項 (一般廃棄物処理施設)	10,060	1	2	5,030
		1,104,336	1	4	276,084
	第 38 項 (新造車両)	6,386	1	2	3,193
	第 39 項 (PFI 公共施設)	-	1	2	-
	第 40 項 (都市利便施設)	-	1	2	-
	第 41 項 (IC カード利用機械)	424,759	3	4	318,571
	第 42 項 (成田国際空港(株))	828,646	2	3	552,431
	第 43 項 (国立大学校舎)	-	1	2	-
附	第 44 項 (スーパー中核港湾)	-	1	2	-
	第 45 項 (都市鉄道利便増進施設)	-	2	3	-
	第 46 項 (次世代通信網構築設備)	97,255	3	4	72,940
		199,917	4	5	159,880
	第 47 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	8,147	1	2	4,073
		-	3	5	-
	第 48 項 (テレワーク電気通信設備)	26	2	3	18
	第 49 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	10,570,058	1	2	5,285,060
則	第 50 項 (日本電気計器検定所)	3,829	2	3	2,552
	第 51 項 (日本消防検定協会)	-	2	3	-
	第 52 項 (小型船舶検査機構)	-	2	3	-
	第 53 項 (軽自動車検査協会)	2,172	2	3	1,448
	第 54 項 (鉄道再生事業)	5,480	1	4	1,370
	第 55 項 (鉄道事業再構築事業)	-	1	4	-
	第 56 項 (バイオ燃料製造設備)	18,171	1	2	9,085
	旧第 1 項 (農山漁村電気施設)	-	2	3	-
第	旧第 3 項 (特定自転車駐車場)	-	2	3	-
	旧第 10 項 (特定駐車場)	-	5	6	-
		-	7	8	-
	旧第 12 項 (地域エネルギー利用施設)	24,804,090	5	6	20,670,071
	旧第 13 項 (救急医療用機器)	2,025,920	7	8	1,772,679
	旧第 13 項 (救急医療用機器)	2,878	5	6	2,398
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	3	5	-
	旧第 14 項 (旧国際電信電話(株))	-	1	2	-
十	旧第 15 項 (地方卸売市場)	-	4	5	-
		-	3	4	-
	旧第 15 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	-	1	2	-
		1,689,924	1	5	337,985
	旧第 15 項 (老人保健施設)	72,191	5	6	60,164
		516,375	7	8	451,829
	旧第 17 項 ① (立体交差化施設)	-	1	6	-
	旧第 17 項 ② (旧交納付金法附則第 19 項)	-	-	-	-
旧第 17 項 ③ (旧交納付金法附則第 20 項)	-	-	-	-	
五	旧第 18 項 (遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	-	5	6	-
		-	3	4	-
	旧第 19 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	-	1	2	-
	旧第 20 項 (水力発電施設の魚道)	-	2	3	-
	旧第 21 項 (共同研究施設)	-	1	2	-
	旧第 26 項 (電線類の地中化設備)	72,167	9	10	64,980
	旧第 27 項 (脱特定物質対応設備)	30,602	5	6	25,502
	旧第 28 項 (新世代通信網構築設備)	97,169	3	4	72,917
条		499,067	4	5	399,257

(その6) (単位:千円)

区 分		決 定 価 格	特 例 率	課 税 標 準 額	
法 附 則 第 十 五 条	旧第 28 項 (障害発生防止電気通信設備)	604,239	5	6	502,755
	旧第 29 項 (旧交納付金法附則第 17 項)	-	-	-	-
	旧第 35 項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	-	2	3	-
	旧第 35 項 (不正アクセス防止設備)	13,385	4	5	10,707
	旧第 36 項 (物品製造・鉱物掘採事業用資産)	141,304	9	10	127,173
	旧第 45 項 (雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)	-	2	3	-
	旧第 45 項 (地下駅火災対策)	-	2	3	-
	旧第 46 項 (地下浸水対策)	-	2	3	-
	旧第 49 項 (特定特殊自動車)	-	1	2	-
	旧第 49 項 (特定特殊自動車)	2,143,532	1	2	1,071,777
法 附 則 第 十 五 条 の 二	第 1 項 ① (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	1	3	-
	第 1 項 ① (三島特例)	3,087,731	1	2	1,543,747
	第 2 項 ② (新線構築物)	-	1	6	-
	第 2 項 ③ (新線立体交差化施設)	-	1	3	-
	第 2 項 ④ (新造車両)	-	1	12	-
	第 2 項 ⑤ (新幹線鉄軌道用資産)	-	1	6	-
	第 2 項 ⑥ (青函・本四 鉄道施設)	-	1	4	-
	第 2 項 ⑦ (青函・本四 新線構築物)	-	1	12	-
	第 2 項 ⑧ (青函・本四 新線立体交差化)	-	1	6	-
	第 2 項 ⑨ (青函・本四 変・送電用資産)	-	1	12	-
	第 2 項 ⑩ (河川事業等に係る鉄軌道用資産)	-	1	24	-
	第 2 項 ⑪ (車庫構築物)	-	3	40	-
	第 2 項 ⑫ (車庫構築物・立体交差化施設)	-	1	20	-
	第 2 項 ⑬ (雪崩・落石等対策設備)	-	1	6	-
	第 2 項 ⑭ (変・送電用資産)	-	1	3	-
	第 2 項 ⑮ (変・送電用資産)	-	5	12	-
	第 2 項 ⑯ (変・送電用資産)	-	1	4	-
	第 2 項 ⑰ (変・送電用資産)	-	3	8	-
	第 2 項 ⑱ (変・送電用資産)	-	1	12	-
	法五 附 則 第 十 三	第 1 項 ① (承継特例)	69	3	10
法五 附 則 第 十 三	第 1 項 ② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	7,865	3	5	4,718
法五 附 則 第 十 三	第 1 項 ③ (三島特例)	-	-	-	-
法五 附 則 第 十 三	第 1 項 ④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)	-	3	10	-
法五 附 則 第 十 三	第 2 項 (基盤整備事業)	244	-	-	73

区 分		決 定 価 格	特 例 率		課 税 標 準 額
旧十 法六 附条 則の 第二	第 12 項 (三宅村特例)	234	1	2	117
	第 15 項 (能登半島地震特例)	-	1	2	-
	第 17 項 (新潟県中越沖地震特例)	67,594	1	2	33,797
	旧第 11 項 (立体交差化施設)	-	1	3	-
	旧第 14 項 (新潟県中越地震特例)	26,146	1	2	13,073